私の研究生活の目標

――正当な概念法学の定立をめざして――

坂本武憲

ご紹介いただきました坂本でございます。私は本当に偉い先生に、たくさんの先生に幸運にもお世話になりまして、最初まず、その先生との出会いとかの話をしようかなと思ったんですけれども、これでは持ち時間全部使っちゃうと思ってやめにしたんですよね。今度は自分のことを話そうかなと思ったんですけれども、丸っきり面白くない人生を生きてまいりまして、5分も話せばおしまいになるだろうというので、これもやめまして。次は研究成果をと思ったんですけれども、これもないからやめまして。

もう70歳で定年退職する人間が、自分の研究生活の成果ではなくて、もうこれから 残り少ない、老い先短い余生における目標についてお話しするのは心苦しいんですけ れども、自分なりの置かれている率直な境遇としてお聞きいただければと存じます。

学生によく面白くないレジュメを配って、そのまま読んで、よくやってんな、みたいなことを言われるんですけれども、本日もその類でございますので、気楽にお聞きいただきたいと思います。

1 大学紛争との遭遇

私は今の家永先生と同じ年の昭和44年に、北海道大学に入学しまして、大学紛争で 封鎖されていた校舎が機動隊の手によって解かれている光景を、目の当たりに経験い たしております。今、あの頃を振り返りまして、どうしてあの時期にあれほどのエネ ルギーが、ヨーロッパや日本の同世代の若者によって費やされたのかと考えるんです けれども、私にも一つ思い当たることがあります。といいますのも、あの頃はもう先 進国を自認する各国が開発による繁栄を競いまして、後進国にもその路線を押し付け るような時期でしたので、これから世に出ようとする若者には「豊かさのために奉仕 して働くべきだ」という無言の要求が、何か当然な生き方であるかのごとく強制され ているように感じられていたのを思い出します。大学は、もう若者が受け入れられなければならない、そのような生き方のために、準備としての教育を施す機関であるかのごとき雰囲気がしたものでした。

もちろん,私は大学紛争を全て肯定的に捉えるというのではありませんが,あの大学紛争の膨大なエネルギーを支えていたのは,「豊かな社会の実現のために働くべし」との当時の社会的常識が及ぼしてくるところの,若者だけが敏感に感じ得る,納得し得ない束縛感,あるいは偽善感だったのではないか。彼らの求めていたものは,それはどんなものかは分からないけれども,より自由な生き方だったのではないかというふうに考えております。

2 現代の諸課題への発展

私はあの頃の若者が敏感に感じていた束縛,あれはやはり偽りではなかったと思っているんですよね。現在の状況,やがて本当に人間の自由,これを次第に侵奪してきておりまして,戦争にも至りかねない繁栄のための国家間競争とか,資源の大量消費,その帰結としての地球を滅ぼしかねない環境問題等々として,現れてきていると思います。

この現在にあって、われわれが今陥っているジレンマというのは、一方で「豊かな社会の実現のために働く」という生き方に代わる、より自由な生き方を提示したいと希求しているのに、われわれが唯一正しい学問と信じ込んでいる自然科学、経験科学はついにそのような生き方について教えるところがなく、豊かさの目標から離れさせないということだと思います。

さらに言えば、これまで法律学で有力に説かれてきた我妻先生なんですけれども、恐れ多い話なんですが、法律関係における具体的指導原理の考究のために、裁判がなされるべき具体的事件を一個の社会的現象と見て、他の社会的現象との間に存する因果ないしは相関の関係を考察し、その間に行われる法則の発見に努めようとする研究、あるいは星野先生が説かれる、単なる説得や説明の方法に過ぎない、法の趣旨や目的からではなく、経験的に認識させる利益の比較による価値のヒエラルヒアの構築を基礎に据えるという利益考量論のような、経験的規範理論と言わせていただきたいと思うんですけれども、その学問的価値についてはもちろん否定すべくもないんですけれども、それらがある法的判断の経験的規定根拠、理由、これを探し求めてきたもので

すから、豊かさの経験的目標に束縛されない、「より自由な生き方」については教える ところが少ないということだと思います。

こういうジレンマ、窮境を脱するためには、自然科学、経験科学とは完全に独立し た行為規範学がなければならないのではないでしょうか。

すると、そのような自由な生き方を教えるものは、「人間一般が目的それ自体である こと | すなわち 「自分自身およびに他者に向けられた一切の行為において、理性的存 在者としての人間は常に同時に目的と見なされていなければならない」という実践的 原理から演繹された規則を本体とするア・プリオリな、経験的ではない先験的な行為 規範学でなければならないというふうに考えております。

人間を一切の経験的目標、豊かさとか幸福とか、そういう目標や規定根拠から解放 した異次元の理論。これはもう大哲学者カントが2世紀以上も前に提示していたもの なんですが、ともかくわが国の私法学ではこれまでほとんど顧みられておりません。 従いまして、どうしても経験的規範学の落ち着く先である豊かさの目標に連なる帰納 的理論から離れることはありませんでした。しかし、法の支配を最も重視し続けてき たフランス私法学においては、カントの行為規範学に符合する理論が現に展開され、 この学者が説く道徳哲学の学的可能性、先験的な行為規範学、これの学的可能性を実 証していると私は考えております。その例をわが国の理論と対比しながら、簡単に紹 介したいと思います。

3 カントの行為規範学に符合するフランスの理論

わが国での土地所有権と土地賃借人との関係については、一方で土地所有権を土地 自体に対する絶対的支配権とすることで、土地所有権者が土地利用のイニシアチブを 留保して、賃借人にはほとんど占有する以外の権能を認めない賃貸借もできるという 前提に立ちながら、しかし賃借人という社会的弱者を保護するため、特別法により賃 借人にそのイニシアチブで賃借土地を利用する権利が与えられていると説明するのが 一般です。また、雇用契約においても、使用者は自己所有の工場を用いて事業を成す のであるから、人を雇って事業を営む場合にも、工場所有者、絶対的支配権者である 使用者が思いどおりに雇用契約の内容を決定できるという理論的前提に立ちながら、 しかし経済的弱者を保護するための特別法である労働法は、一定限度を超えて被用者 に不利な内容の契約を無効とするなどがいわれます。

それらにあっては、所有権の絶対という考えと、経済的弱者の保護という互いに相容れない理論が妥協的に使われておりまして、それ以上に思想的統一ある理論へと進む試みはほとんどなされておりません。豊かな生活の実現という経験的な目標は、そういう思想的統一性ある理論を必要としていないので、それにおおよそかなっていれば思想的に矛盾、対立していても望ましい妥協として容認するということ、これが行われていると思います。このようにして、わが国では経済的強者に弱者が依存して生きるという、わが国の現代社会の冷厳な構図も築かれてきているというふうに思います。

これに対し、「人間一般が目的それ自体であること」を目標とすれば、社会的分業を基盤とする現代社会では、各人が創造性を発揮して職業を営める社会の実現が私法学、財産法学の最高の課題とされるべき次第となりますが、その点に符合して、フランス私法学は賃貸借や雇用契約に関する現在のあるべき解決を、新たな所有権理論の構築を通じて、おおよそ以下のように説明します。

社会的分業が徹底した現代では、各人が創造的に職業を営むために、財貨を自己のイニシアチブで利用するのを認め合わなければならない。しかし所有権を物自体に対する絶対的支配権とする従来の所有権理論は、所有権を取得する資力あるものだけに自己のイニシアチブによる財貨、特に土地の利用を認めることになるから、こういう目標には矛盾して正しくない。むしろ、このような最高目標から導出される理論によると、土地を含む財貨全体は社会共同体全体に帰属しており、ただその財貨の有用性だけを排他的に使用収益できるように、法が用意している権能、権限が所有権だと考えるべきである。

すると、物、財貨自体は社会共同体全体に帰属し、所有権者の支配下にあるのではありませんから、賃貸借契約にあっても貸主、所有権者が物自体、自己の支配物を貸すということはあり得ず、貸主は物を排他的に利用するために、法により与えられている権限、権能、そのものの一部を貸与する、分割、委譲することになる。それゆえ、このような内容の契約となる賃貸借にあって、建物建築や事業のために土地所有権の権能、権限の一部を貸与委譲するという場合には、借主のそのイニシアチブと計算でものを利用し得る、つまり借主の人格も同時に目的とされる内容によって契約しなければならない。所有権者は自分がその権能、権限により独立した利用を尊重されていたのと同様に、それの一部の借主が貸与された権能、権限に応じて、そのように利用することを尊重する内容で契約しなければならないことになる。

しかし契約自由の原則によっていては、そのような内容の賃貸借契約となる保障が

ないので、所有権は物自体に対する支配権ではなく、先ほど述べました権能、権限に 過ぎないという公序ですね. しかも賃借人の人格も同時に目的としなければならない 公序に属する理論をこの分野で貫徹するために、立法権者は法の授権に基づいて運用 準則としての個別立法、大部分は強行規定ですけれども、これをなすこととしたとい うことです。

この説明にあっては、所有権理論と個別立法による規律が「人間一般を目的とす る」という原理から、共に演繹されて何ら矛盾していない、それどころか思想的一貫 性、自己完結的な思想の一環を形作っているというべきだと考えます。

今述べた新たな所有権理論に依拠するならば、これと雇用契約の関係もほぼ同様に、 こう説明できます。各人が自己の創造的能力を発揮して職業を営める社会の実現とい う私法学、財産法学の最高目標からいって、使用者は自己所有の工場で人を雇って自 己の事業に従事させる場合にも、工場所有権者、絶対的支配者である使用者は自分の 思いどおりに雇用契約の内容を決定できるとする理論は正しくない。各人がそれを手 段として、自己の創造的能力に基づく職業行使に努めるべき財貨が、所有権者ではな く社会共同体全体に帰属しているという先ほどの前提からは、人一般にそのような有 用性を持つ財貨の利用について、その有用性を生かす排他的権能、権限だけが所有権 者に与えられているとの制約が課されて当然であると。

それ故、この者が雇用契約をなす場合にも、被用者を自己の事業の手段とするよう な内容の契約をなすことは許されず、この者をも目的としつつ財貨が人一般に対して 持つ有用性を生かす仕方で、排他的権能、権限を行使しなければならない以上は、使 用者、工場所有権者は被用者がその創造性を発揮して職業行使できる制約の中で、被 用者の力を借りた財貨の利用をなすべきであるということです。

やはり、この帰結も人間一般を目的とするという最高目標の演繹として、所有権は 物自体に対する絶対的支配権ではなく、財貨が人一般に対して持つ有用性だけの排他 的利用のための権限であるという理論を介して導き得るものだと考えております。

もちろん, これからの重要な問題は、今、財貨の最大の所有者、支配者として現れて いる法人について、その活動し得る範囲は未来世代を含めて自然人の自由を阻害しな い、あるいはサポートしうる限度に制約されるとの理論を確立することだと思います けれども、この極めて困難な取組みも、法の目的は自然人、法人ではなくて自然人の 存在それ自体にあるとの理論を基礎として進めることにより、企業主権ではなく真の 国民主権の実現に努める必要があると思います。

4 結びに代えて

確かに人間一般を一切の経験的目的の手段とすることなく,目的それ自体とする法学は,ア・プリオリな概念と論理による,いわゆる概念法学となるものですけれども,私が入学時から考えさせられ続けてきた,人間は豊かな社会に奉仕するために働かなければならないのかという深い懐疑に,より自由な生き方の実現のビジョンを提示し得るのは,自分自身ならびに他者に向けられた一切の行為において,理性的存在者としての人間は常に同時に目的と見なされていなければならないという,実践的原理から演繹された規則の総体からなるア・プリオリな行為規範学しかあり得ないと思います。この原理から導かれた労働法とか,この原理から導かれた民法とか,この原理から導かれた借地借家法とか,そういうものでなければならないというふうに考えております。

もちろん、豊かさが人間には必要ないというのではありません。それが未来世代を含めた人間の真に自由な生き方を阻害しない範囲で要求されて当然なのですから、これまでの法理論はその範囲でも貴重なものです。しかし、自然科学に基づいて、豊かさの追求のために強大な力がふるわれ、かけがえのない地球が消費尽くされかねない状況を前にして、このような人間の自由に対する最大の暴挙に対して、可能な限り有効に制約する理論を、これまでの法律学が提示し得るとは思われません。それができるのは、まさに人間一般を目的とするとの原理から、ア・プリオリな原理と論理により演繹されるカントの行為規範学以外にはあり得ないというふうに思います。

自然科学,経験科学が唯一の正しい学問なのではなく、そのような行為規範学がそれとは独立してだけではなく、むしろ科学が人間の自由に対する束縛へと進むのを阻止すべき権威ある学問として定立し得るという実証が、ここでなされなければならないんですけれども、自分はまだその出発地点にも立てておりません。

非才と怠惰に妨げられて、全くの夢の目標を追い続けている自分に、これまで41年にわたりお付き合い下さいました本学の全ての方々に、この場を借りましてお礼を申し上げさせていただきますと共に、本日このような機会をお与えくださいましたことに心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)